

■ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画であり、中央防災会議が決定。

主な修正項目

(1) 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）を踏まえた変更

○ 国、地方公共団体等がとるべき防災対応

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。

○ 防災対応を実行するにあたっての仕組み

・緊急災害対策本部長は、直ちに推進地域を管轄する都府県知事及び推進地域に指定された市町村長に対して、後発地震に備えて1週間警戒する措置をとるべき旨を指示

○ 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

・津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（事前避難対象地域）等を推進計画に明示

○ 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

・学校、病院、百貨店、旅館、社会福祉施設等の各計画主体において講じるべき措置等を対策計画に明示

(2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画フォローアップ等を踏まえた変更

○ 最近の災害対応の教訓を踏まえた変更

- ・防災重点ため池におけるハザードマップ作成の推進（平成30年7月豪雨災害）
- ・需要側における石油・LPガスの燃料の備蓄の促進（平成30年北海道胆振東部地震）
- ・航路標識の機能確保のための海水浸入防止対策の推進（台風24号）

○ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）等を踏まえた具体目標の変更

- ・公立学校について耐震化の完了を目指す（令和2年度）
- ・病院の耐震化率80%を目指す（令和2年度）
- ・液状化ハザードマップの公表率100%を目指す（令和2年度）